

公 示 送 達 書																																						
長税務第18－9号 令和8年9月8日 駿 東 郡 長 泉 町 長 池 田 修  下記の送達すべき書類について、本人の住（居）所在不明のため（本人の住（居）所へ送達困難な事情があるため）送達できませんので、当町役場税務課に保管してありますから、御連絡があれば直ちに交付します。 地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の2第2項の規定によりこの旨公示します。 記 <table><thead><tr><th>送達を受けるべき方の氏名・名称</th><th>送達すべき書類の名称</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>NONG THE MANH</td><td>令和8年度 軽自動車税納税通知書兼領収書</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			送達を受けるべき方の氏名・名称	送達すべき書類の名称	備 考	NONG THE MANH	令和8年度 軽自動車税納税通知書兼領収書																															
送達を受けるべき方の氏名・名称	送達すべき書類の名称	備 考																																				
NONG THE MANH	令和8年度 軽自動車税納税通知書兼領収書																																					

注意 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。